

平成24年10月22日

株式会社 但馬銀行

復興特別所得税に関するお知らせ

平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成25年1月1日より平成49年12月31日までの25年間、預金・公共債の利子や投資信託の分配金・譲渡益等の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が追加的に課税されることとなりましたのでお知らせいたします。

具体的な税率等につきましては、一般社団法人全国銀行協会の「復興特別所得税に関するお知らせ」をご覧ください。

[「復興特別所得税に関するお知らせ」 \(PDF\)](#)

以上